

生活保護 の ご案内

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて
説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽におたずねください。

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

米 沢 市

生活保護制度

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活ができるよう支援することを目的とした、生活保護法に基づく制度です。生活保護の申請は国民の権利です。

第1章 生活保護の手続き

1	相談	1
2	申請	1
3	調査・審査	2
	自宅への訪問／収入の取扱い／資産の取扱い／他の制度の利用／ 能力の活用／親族への照会／生活保護のしくみ（受給の可否）	
4	決定	5

第2章 生活保護が開始したら

1	生活保護の種類	6
	生活扶助／住宅扶助／教育扶助／医療扶助／ 介護扶助／出産扶助／生業扶助／葬祭扶助	
2	医療や介護サービスを受けたときの支払い	9
3	生活保護利用中の権利と義務	10
4	届出と申告	11
5	医療機関の受診	13
6	指導や指示	15
7	減免制度	15
8	自動車の保有や活用・運転	15
9	生活保護受給中の支援	16
10	民生委員の役割	17
11	その他	17
12	よくある質問	18

Ⅰ 生活保護の手続き

相談

米沢市にお住まいの場合は、米沢市福祉事務所（市役所社会福祉課）にご相談ください。

申請

生活保護の申請意思がある方は、申請書を提出してください。

調査 審査

申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を確認します。
調査の結果、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

決定

審査の結果、生活保護の受給の可否をお知らせします。

Ⅰ 相談

- 生活に困っている、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談ください。電話でも可能です。
- 家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他に利用ができそうな制度について、案内します。

2 申請

- 申請したい意思がある方はどなたでも申請ができます。事情により本人が申請することができないときは、親族による申請も可能です。
- 申請した場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類を提出していただきます。
- 明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

● 提出書類の例

相談時にも持参していただくことで、より具体的な相談が可能です。

- ☐ 預貯金の通帳(最新の記帳があると望ましい)
- ☐ 健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード、運転免許証
- ☐ アパート・借家の契約書
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 最新の年金振込通知書、企業年金振込通知書
- ☐ 障害者手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳)
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 子育て支援・ひとり親家庭等・重度心身障がい医療証
- ☐ 直近3か月の給与明細書
- ☐ 加入している保険の契約書(生命保険等)
- ☐ 自動車の車検証
- ☐ 直近3か月の医療費がわかるもの(診療明細書等)

3 調査・審査

- 申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。
- 調査は、生活保護受給中にも必要に応じて行います。

— 自宅への訪問 —

- お住まいの状況の確認や、あなたや家族の生活状況等をお聞きするため、自宅を訪問します。
- 生活保護受給中も、担当ケースワーカーが定期的に訪問します。

— 収入の取扱い —

- 給与や、年金・手当等の公的な給付、親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの(詳しくは11ページ)を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。
- 必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等について手元に一部を残したうえで、収入認定するものもあります。

— 資産の取扱い —

- あなたからの届出のほかに、銀行や保険会社等へ調査を行います。
- 預貯金・生命保険(学資保険等含む)・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの(実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等)については、保有が認められます。
- 保有が認められないものについては、売却して生活費に充てていただきます。

— 他の制度の利用 —

- 年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

資産があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力(預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権・遺産相続等)があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始(継続)します。ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費(医療費・介護費を含む)をさかのぼって返還していただきます。このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

— 能力の活用 —

- 働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしていただきます。どのように仕事を探せばよいか分からない場合などは、一緒にお仕事を探す支援をしていきます。
- 病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にし、その方に合った支援をしていきます。

— 親族への照会 —

- 親、子ども、兄弟姉妹等の親族から、仕送りや養育費を受けることがで

きる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

- 親族は可能な範囲で援助を行うものであり、親族がいるというだけで、生活保護が受給できないということはありません。
- 親族の状況や関わり等について教えてください。それを踏まえて、親族に対して、援助の可能性について照会を行うかどうかを判断します。なお、DV や虐待等の場合は照会を行いません。
- 申請時だけでなく生活保護受給中も照会を行うことがあります。

— 生活保護のしくみ(受給の可否) —

- あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。
- 生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送り等の「世帯の全収入」とを比較して、不足する生活費等を補う制度です。
- 原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。
- 生活保護費は、世帯ごとに異なり、収入や生活状況にあわせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。
- 世帯の収入が最低生活費より少ない場合、生活保護を受給できます。この場合、不足分のみ保護費を支給します。

生活保護を利用できる場合(保護の開始)

最低生活費	
世帯の全収入	保護費

生活保護を利用できない場合(申請却下)

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護は利用できません。

最低生活費	
世帯の全収入	

4 決 定

- 審査の結果、生活保護を受給できる(開始)か、受給できない(却下)かをお知らせします。
- 原則として、申請があってから14日以内(調査に時間を要した場合等には最長で30日以内)にお知らせします。生活保護は申請日にさかのぼって適用されます。
- 決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当ケースワーカーにおたずねください。
- 生活保護費の初回支給は、原則として窓口支給となります。通帳・印鑑を持参し、時間に余裕をもって下記時間内に来庁してください。

対応時間:開庁日の10:30~11:30、13:00~14:30

2 生活保護が開始したら

1 生活保護の種類

生活保護の扶助は8種類です。

支給方法には現金支給、現物支給があり、支給には条件があります。

生活扶助

現金・現物

食事、日用品、衣服、光熱費等の日常生活にかかる費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります。

- ・児童養育加算（高校生以下を養育する者）
- ・母子加算（ひとり親世帯等）
- ・障害者加算（重度の障害等）…など

住宅扶助

現金・現物

家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

- ・世帯の状況に応じた上限額があります。上限額を超える場合は原則転居が必要です。
- ・場合によっては家賃等を福祉事務所から直接家主等に支払うことも可能です（代理納付）。

教育扶助

現金・現物

義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用

学校や地域が主体となって行っているクラブ活動の費用

医療扶助

現物

詳しくは13ページへ

医療受診でかかった保険適用内の医療費

治療材料や施術、治療上必要と認められた場合の移送の費用

- ・予防接種や独断の健康診断は対象外となります。
- ・すべて医師の意見に基づき支給します。

介護扶助

現物

介護サービスを利用する費用

・介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手続きが必要です。

出産扶助

現物・現金

出産にかかる費用

生業扶助

現金・現物

高校の教育を受けるために必要な費用

就職するために必要な技能や資格の取得をするための費用

葬祭扶助

現物

葬祭にかかる費用

・葬祭執行者に対する扶助のため、原則、葬祭執行者（喪主）が生活保護を受給している必要があります。また、支給には上限額があります。

毎月1日（1日が土・日・祝日の場合はその前の平日）に生活保護費が支給されます。計画的に消費をしてください。また、現金支給された扶助は、それぞれの目的に消費してください。

一時扶助がある場合は、月の途中に支給されることもあります。

一時扶助

一時的に費用※が必要となり、日々のやりくりで経費がまかなえず、福祉事務所が認めた場合、毎月の保護費に加えて臨時に支給される経費があります。

※おむつ代、アパートの契約更新料、福祉事務所が認めた場合の転居にかかる費用、住んでいる家屋の修繕費、入学準備金（小中高）、除雪・雪下ろし費用など

現金支給

福祉事務所はあなたに現金を支給し、あなたが店舗や事業所に支払いを行います。

現物支給

福祉事務所は事業所や医療機関に直接金銭を支払います。あなたは医療や介護などのサービスを受けます。

就労自立給付金

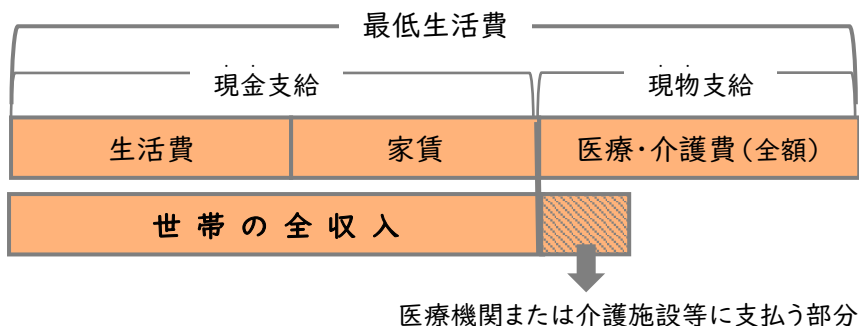
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

進学・就労準備給付金

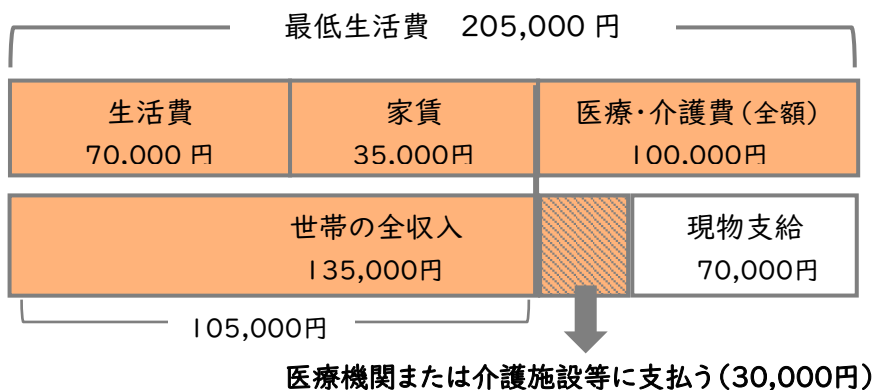
生活保護利用世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学した場合や、高校卒業後に就労により生活保護を必要としなくなった際に、新生活立ち上げのための費用として支給します。

2 医療や介護サービスを受けたときの支払い

- 生活保護を受けていても世帯全体の収入が多い場合は、医療費・介護費を支払っていただくことがあります。
- 生活保護を受けていない場合は、医療・介護の保険証により自己負担割合が1～3割ですが、生活保護を受けている場合は、医療費・介護費の全額を扶助の対象として考えます。



支払いが発生するときの金額の例



3 生活保護受給中の権利と義務

— 権利【保障されていること】 —

- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- 保護費として受け取るお金や品物に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 保護の決定に疑問があるときは、担当ケースワーカーご相談ください。

— 義務【守っていただくこと】 —

- 働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。就労に向けて求職活動を行い、求職活動状況報告書を毎月提出してください。
- 病気や障害で働くことが難しい方は、医師の指示に従い治療に専念してください。
- 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- 収入と支出の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。生活費、家賃等は、それぞれの目的のために使い、滞納しないでください。
- 資力があるにも関わらず生活保護を受給したときは、受給した保護費の範囲内において費用を返還しなければなりません。
- 生活保護を利用する権利を他の人に譲り渡すことはできません。
- 担当ケースワーカーによるあなたの自立に必要な支援（助言・指導）に応じてください。

生活状況によって、口頭や文書で指導指示を行うことがあります。従わない場合は弁明の機会を与えたうえで保護の停止・廃止の措置をとることがあります。（法27条による）

4 届出と申告

保護費を正確に決定するために、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある(あった)場合に、すみやかに届出をしてもらう必要があります。

□ 収入申告

収入があった場合はすぐに、または年1回

あらゆる収入について、すみやかに申告してください。なお、収入がない場合も、年に1回は書類で申告が必要です。

- 就労による給与・ボーナス、一時金
- 年金(老齢年金・障害年金・年金給付金・企業年金等)
- 各種手当、雇用保険
- 仕送り、養育費、遺産相続
- 不動産等の資産の売却収入
- その他の臨時的収入

入院給付金、生命保険等の解約返戻金、慰謝料、補償金、示談金、過払金、宝くじ、各種給付金等

- ・借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシング等)や、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント(商品を購入した際に付くポイント等を除く)、動画配信等で得た収入、クラウドファンディング収入、フリマアプリの収入、広告収入、インターネットオークションの売上金も、収入とみなします。
- ・お米などの現金価値の高い現物による定期的な仕送り等は現金換算し収入とみなします。
- ・正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

□ 資産申告

資産に変更があった場合はすぐに、または年1回

新たな口座の開設や生命保険に加入、資産(預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等)を解約や処分、売却するなどして資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

資産の有無や多少にかかわらず、年に1回は書類で申告が必要です。

□ 異動届

世帯や生活状況に変更がある場合はすぐに

あなたや家族等の世帯の生活状況が変わる(変わった)ときはすみやかに申告してください。まずは電話でご連絡ください。

- 仕事を始める・辞める・勤務条件が変わる
- 新たに病院にかかる、入院・退院をする、手術をする
- 住所や家賃が変わる(転居については必ず事前にご相談ください)
- 出生・死亡・妊娠・転入・転出等により世帯の人数が変わる
- 入学・休学・退学・卒業・転校する
- 交通事故や災害にあった
- 出国(海外渡航)・帰国する
- 帰省等で2週間以上留守にする
- 身体障害者手帳等の各種手帳を新たに取得・喪失・等級を変更する
- 健康保険(社会保険)に加入・喪失・内容変更する
- 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得・喪失・更新する

あなたや家族が、必要な届出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる申請や届出をして不正に生活保護を利用した場合は、保護費を返還してもらうほか、生活保護法や刑法の規定により処罰されることがあります。

収入申告額が正確かどうか調査を行います

福祉事務所では、あなたや家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳※に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をします。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。

生活保護廃止後は、生活保護を受けていた期間の調査を行います。

※課税台帳:給与や年金等の収入の情報が記載されている台帳(給与等の支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告)

5 医療機関の受診

- 原則として、保険適用内の医療費の全額または一部が医療扶助で支払われます。自費診療の多くは認められません。
- 医療扶助は医師の意見に基づき支給します。
- 医療機関は、米沢市内の医療機関を受診してください。

生活保護開始したとき・初めての医療機関を受診するとき・ 前回の受診から3か月以上空いているとき

- 医療機関（診療所・病院・歯科医院・薬局）を受診する際は必ず事前に福祉事務所に連絡し、医療機関名や症状等を伝えます。
その後、担当ケースワーカーが医療機関へ連絡をして、あなたが生活保護受給中であることを伝えます。
- 医療機関に生活保護を受けていること、受診することを連絡します。（特に、予約が必要な医療機関の場合）
- 病院や診療所で処方箋をもらったら、かかりつけ薬局で薬を受け取ってください。
※ 休日や夜間に、急な病気で医療機関にかかるときは、受診時に生活保護受給中であることを伝えてください。次の開庁日にすみやかに福祉事務所にご連絡ください。

入院・退院・手術をするとき

- 福祉事務所に連絡し、医療機関名、病状、入院退院（手術）日を伝えます。保護費の算定にかかわるため必ずご連絡ください。

- 会社の健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、提示して受診してください。
- 1か所かかりつけ薬局をつくり、複数の薬局にはかからないようにしてください。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用してください。
- 生活保護が開始すると、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、返還してください。

これからも米沢で良質な医療を受けていくためには、医療を受ける側の意識も大切です。

必要な時に必要な医療が受けることができる暮らしを守るためにも、適正な医療受診を心がけましょう。

- 同じ症状で複数の医療機関を受診することは原則できません。まずはかかりつけ医に相談し、紹介状がある場合のみ受診をしてください。
- 事前連絡の時点で医療機関が診療時間外の場合、急を要する受診でないときは次の日に受診するようにご案内することがあります。
- 緊急的な医療を必要としない軽い病気やけがの場合は、地域の診療所で受診しましょう。大きな病院は必要に応じて紹介状を持参して受診します。

— 移送の給付 —

- 公共交通機関等による受診ができない場合、医師の意見に基づきタクシーや往診代を給付できます。
- 自宅から医療機関の往復のみで寄り道はできません。受診による移送でない場合は全額自己負担となります。
- そのほか、条件により移送費が給付可能な場合があります。

— 治療材料の給付 —

- 医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と判断した場合、条件を満たせば給付できます。担当ケースワーカーにご連絡ください。
- メガネを購入する場合は、眼科受診のうえ、処方箋の写しを福祉事務所に提出してください。メガネを受け取るまで1か月程度かかります。

— 施術の給付 —

- 柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては、給付に条件がある場合があります。事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

6 指導・指示

- 生活保護受給中の義務【守っていただくこと】（11ページ）や届出や申告（12・13ページ）を守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、口頭や文書で指導指示を行うことがあります。
- 従わない場合は、弁明の機会を与えたうえで、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

7 減免制度

生活保護を利用している間は、届出により次の料金の減免等を受けることができる場合があります。担当ケースワーカーにご相談ください。

- 国民年金保険料の免除
- 固定資産税の免除（条件あり）
- NHK 放送受信料の免除
- 高齢者インフルエンザ等の法律に基づく予防接種費用の免除
・・・など

8 自動車の保有や活用・運転

- 自動車の保有や運転（他人のものを含む）は、原則として認められていません。保有する自動車については、資産として活用することを優先します。
- ただし、通勤や通院（障害を持っている場合）を目的に使用し、自動車の資産価値が低いと判断した場合は、保有が認められることがあります。

9 生活保護受給中の支援

- 生活保護受給中は、担当ケースワーカーが定期的な訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、あなたや家族の希望に沿いながら支援の方針を立てたうえで、自立のために必要な支援していきます。

・就労等による経済的自立
・自ら健康・生活管理を行うことができるようにするための日常生活自立
・社会とのつながりを持ち、地域社会の一員として生活するための社会的自立

- 仕事や進学など、今後のことを担当ケースワーカーや専門の職員と一緒に考えていきます。
- 保護の変更・決定にもかかわるため、訪問に応じてください。
- 生活で困ったことや分からないことがあるときは、まずは担当ケースワーカーへご相談ください。 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）8:30～17:15

— 就労支援 —

- 担当ケースワーカーや就労支援相談員、ハローワーク相談員が、一緒にお仕事を探す支援を行っています。
- すぐにお仕事をするのが難しい方については、仕事をするにあたって必要な職場でのコミュニケーションスキルや生活習慣などを身に付けるための支援を行っています。

— 健康支援 —

- 保健師が健康状態把握のために、訪問や電話をすることがあります。健康のことで相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。
- 年に1回程度、生活状況質問票を送付して、健康状態や生活状況を把握させていただく場合があります。回答の結果、心身の状態が心配な方には健診・医療受診のおすすめや、健康的な生活習慣を身に付けるための支援を行っています。

10 民生委員の役割

民生委員は担当区域の皆さんの相談に応じ、専門機関等へつなぐ役割を担っています。相談すべき機関が不明なときにご相談ください。

11 その他

- 生活保護費は、原則として、毎月1日（1日が土・日・祝の場合は前の平日）に世帯主名義の口座に振り込みます。ただし、保護開始時の初回支給時は窓口での支給となります。
- 生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。
- 暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

12 よくある質問

Q1 持家があっても生活保護は受けられるの？

3ページ

自身が持家に居住していれば生活保護を受けることができます。ただし、持家の処分価値が高い場合は持家を処分して生活費に充てていただくことがあります。

Q2 借金があっても生活保護は受けられるの？

借金があっても生活保護を受けることはできます。ただし、生活保護は生活の維持のために受給するものですので、生活保護費や収入を借金の返済に充てることはできません。専門機関につなぎ、借金の整理をするようご案内します。

Q3 生活保護を受けると親族に知られるの？

3ページ

生活保護を申請すると、親・子ども・兄弟姉妹等の親族に対して、電話や訪問の交流(精神的支援)・金銭的支援ができるかどうか扶養照会をします。ただし、特別な事情があり扶養が期待できない場合は扶養照会は行いません。

Q4 家族と一緒に住んでいるけど、自分だけ生活保護を受けられるの？

生活保護制度は1つの家に住んでいて生活を1つにしている場合は、世帯全員を対象に保護します。世帯の一部の人だけを保護することはできません。住民票上は世帯分離していても生活保護上は同一世帯とみなすことがあります。ただし、国の定めた基準に当てはまる場合は、世帯の一部の人だけを保護することができます。

Q5 月の途中でお金を使い切ってしまったらどうしたらいいの？

保護費の前借りはできません。収入(年金・就労収入等)や保護費は計画的に消費してください。

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten notes.

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten notes.

令和8年3月作成

問い合わせ・相談先

米沢市福祉事務所

米沢市役所 社会福祉課生活福祉担当

(1 階 15 番窓口)

※月～金曜日（年末年始、祝日を除く）8：30～17：15

〒992-8501

山形県米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号

電話番号 0238-22-5111

年度	担当ケースワーカー

年度	担当ケースワーカー